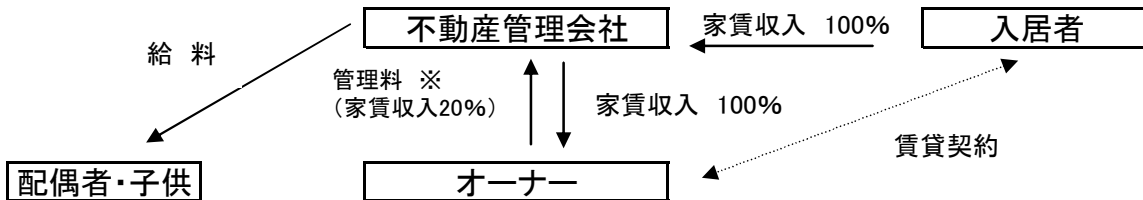


2. 不動産管理会社を利用する節税策

不動産管理会社を利用して、相続人に収入移転！
所得税・相続税の節税に役立ちます。

1. 管理委託方式

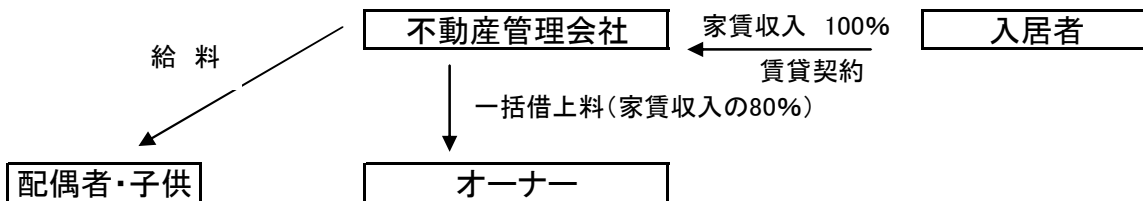


・オーナー個人の所得税を軽減することができます。
(年間家賃収入が3000万円、管理会社設立前の所得が1000万円だった人で、20%相当額の管理料設定により、約220万円の節税)

・相続人への生前での資産移転効果。

※管理を外部委託している場合には、外部委託管理料を含めて20%が限度

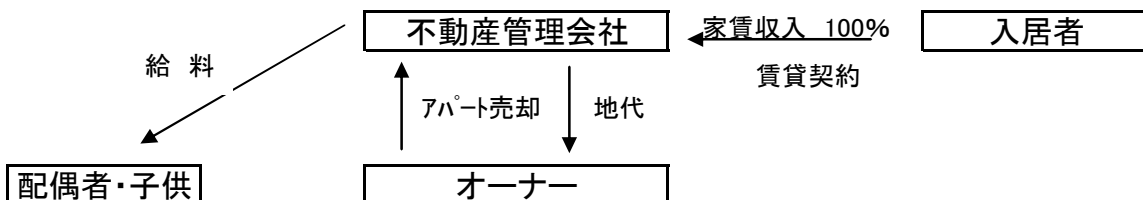
2. 一括借上方式



・オーナー個人の所得税を軽減することができます。
(年間家賃収入が3000万円、管理会社設立前の所得が1000万円だった人で、20%相当額の管理料設定により、約220万円の節税)

・相続人への生前での資産移転効果。

3. 建物売却方式



・収益物件のアパートの移転により、より大きくオーナー個人の所得税を軽減することができます。

・相続人への生前での資産移転効果。